

審査基準

I. 採択案件の決定方法

提出された企画提案書について審査を行い、審査基準に則り採点をし、採択案件及び件数を決定する。採択件数は、公募時点の予定件数であり、審査委員会の審査により採択件数が増減する場合がある。

II. 審査方法

本委託事業者を選定するための審査は、客観性、公平性及び透明性を担保するため、スポーツ庁において外部有識者で構成する技術審査委員会を設置し、提出された企画提案書について、技術審査委員会を実施し、その評価点及び委員の意見を踏まえて行う。また、必要に応じて提案者に追加資料の提出を求めることもあるので留意すること。

III. 評価方法

評価は、提出された企画提案書ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うこととし、下記の評価項目ごとに評価基準による５段階評価等を行い、各メンバーが各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の評価点とする。また、評価点が８０点に満たない場合は不合格とする。また、「２①事業内容が主となるスポーツテーマ及び検証内容として適切であること。」の点数が４点以下の場合は、不合格とする。

〔評価項目〕

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業を円滑に実施するために各関係者との連携が図れていること。
- ③ 事業を効果的に遂行するための専門知識を有しており、且つ類似業務・分野の実績等を有していること。
- ④ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。

2 事業内容に関する評価

- ① 事業内容が主となるスポーツテーマ及び検証内容として適切であること。
- ② 本事業で解決に取り組みたい現状の課題を明確にしていること。
- ③ 本事業において②で策定した課題解決に対する目標到達点(KPI)が具体的であること。
- ④ 主な訴求ターゲットの属性（年代、収入（富裕層、中間層など）、旅行形態（個人、団体、家族、夫婦など）が具体的に設定されており、かつ、訴求ターゲットに対し、その事業内容が有益である点が示されていること。
- ⑤ 地域特有の資源を活かす工夫や地域内連携、住民への活用が考えられていること。
- ⑥ 地域をあげて行うスポーツイベント（国スポ・障スポ、各種国際大会等）の機運醸成や地域のスポーツ・レガシーを利用したスポーツ振興に寄与する取組であること。

- ⑦ 将来的に国外からも選ばれる優良コンテンツになり得る目線が入っていること。
- ⑧ ユニークさ、斬新さ、話題性のある集客力の高い魅力的なコンテンツであること。
- ⑨ 効果検証方法が具体的であり、効果検証のデータとなり得る実証を行い、翌年度以降も継続的な取組となるよう想定されていること。
- ⑩ 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

〔評価基準〕

1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

- ・大変優れている＝5点（10点）
- ・優れている＝4点（8点）
- ・普通＝3点（6点）
- ・やや劣っている＝2点（4点）
- ・劣っている＝1点（2点）

※（ ）内は重点評価項目の得点

2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点
- ・認定段階3＝4点
- ・プラチナえるぼし認定＝6点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点
- ・トライくるみん認定＝3点

- ・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝ 3 点
- ・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定）＝ 3 点
- ・プラチナくるみん認定＝ 6 点

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定＝ 4 点

○スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）

- ・スポーツエールカンパニー認定＝ 1 点
- ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝ 2 点
- ・Bronze（ブロンズ）認定＝ 3 点
- ・Bronze+（ブロンズプラス）認定＝ 4 点
- ・Silver（シルバー）認定＝ 5 点
- ・Silver+（シルバープラス）認定＝ 6 点

○ 上記に該当する認定等を有しない＝ 0 点

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1－①	5	5	4	3	2	1
1－②	5	5	4	3	2	1
1－③	5	5	4	3	2	1
1－④	5	5	4	3	2	1
2－①	10	10	8	6	4	2
2－②	10	10	8	6	4	2
2－③	10	10	8	6	4	2
2－④	10	10	8	6	4	2
2－⑤	10	10	8	6	4	2
2－⑥	10	10	8	6	4	2
2－⑦	10	10	8	6	4	2
2－⑧	10	10	8	6	4	2
2－⑨	5	5	4	3	2	1
2－⑩	5	5	4	3	2	1
3	6	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 ----- ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等 ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 ・認定段階3＝4点 ・プラチナえるぼし認定＝6点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点 ・トライくるみん認定＝3点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点				

		・プラチナくるみん認定＝6. 0点 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定＝4点 ○スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定） ・スポーツエールカンパニー認定＝1点 ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝2点 ・Bronze（ブロンズ）認定＝3点 ・Bronze+（ブロンズプラス）認定＝4点 ・Silver（シルバー）認定＝5点 ・Silver+（シルバープラス）認定＝6点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。
--	--	---